質 問 通 告 般 書

令和4年11月22日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会議員 海野 隆 且

令和4年第4回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
1. ごみ処理行政の広域化・共同化について	現在、稲敷・龍ケ崎地方の広域事務組合である、し尿処理を行う「龍ケ崎地方衛生組合」、消防及び水防を行う「稲敷地方広域市町村圏組合」、ゴミ処理を行う「龍ケ崎地方塵芥処理組合」の3組合の統合化・複合化が進行している。今議会に、関連議案が上程され議決されれば、来年度より新組合が発足するという段取りになっている。そこで、今後の阿見町におけるごみ処理行政について以下伺いたい。 1, 国(環境省)は、2019年(平成31年)に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について、通知を出し、これを受け蒸城県は「茶城県ごみ処理広域化計	町長
	て」通知を出し、これを受け茨城県は「茨城県ごみ処理広域化計画」の新たな計画を策定する作業を進めている。その計画で、阿見町はどのように位置づけられているか。 2, 現時点で阿見町のごみ処理広域化をどのように進めて行くのか決定したものはあるか。 3, 阿見町は、今年度中に人口5万人を達成すると思われるが、単独でのごみ処理行政を継続する余地(例えば補助金等の要件など)はあるか。また単独処理と広域処理でのメリット・デメリットについて伺いたい。	
	 4,かねて、ごみ処理行政の広域化については、ごみ焼却場の設計寿命がほぼ同一で、斎場でも広域行政を実施している牛久市とのすり合わせを行ってきたものと思われるが、どの程度進展しているのか。 5,3組合管理者間の議論の議事録では、地域手当に関わる問題や塵芥組合の受付業務の直営化、退職者不補充などの人件費で疑問を呈していたと思われるが、こうした問題は解消したのか。 6,今回の、稲敷・龍ケ崎地方の3広域事務組合統合が進んだ場合、阿見町のごみ処理行政は、新たに設立される組合の下で行われると理解して良いか。 7,10年後の阿見町ごみ処理体制はどのようになっていると思われるのか構想を伺いたい。 	
	令和 4 年 11 月 22 日受領・受付番号	

[※] 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

[※] 電話・FAX等により申し込みはできません。